

☆☆ 知的障がいについて ☆☆

知的障がいとは発達障がいの一つで、精神年齢（話す力、言葉の理解、形を理解する力、計算する力など）が、年齢に比して全般的に低いレベルにあり、社会生活をしていく中で理解と支援が必要な障がいです。

千葉県では知的障がい児（者）である証明として療育手帳制度があり、

- ①知的機能に障がいがあること
- ②概ね18歳未満の発症であること
- ③日常生活上に支障が伴うこと

を満たした場合、療育手帳を取得することができます。

知能指数	障がいの程度	
IQ20 以下	最重度知的障がい。	㊸
IQ21～35	重度知的障がい。	Aの1・Aの2
IQ36～50	中度知的障がい。	Bの1
IQ51～75	軽度知的障がい。	Bの2

※手帳を取得することで、さまざまな福祉サービスを受け取ることができます。

☆☆ 発達障がいについて（代表的なもの）☆☆

発達障がいとは、認知や言語、運動、社会的な能力や技術の獲得に、偏りや遅れがあることを指します。見た目には障がいがあることがわかりにくいことから、今まで親のしつけの問題などと誤解されることもありましたが、現在は脳の機能に関する障がいと言われていています。

それぞれの障がいの特徴は、一般的に言われているものを例示しています。

詳細については、必ず医師などの専門家へご確認ください。

発達障がいの種類		障がいの内容
広汎性発達障がい	自閉症	社会性の問題、コミュニケーションの問題、興味・活動が限られ強いこだわりがあるといった障がい。物事がいつも同じ状態にないとパニックを起こしやすい。
	高機能自閉症	自閉症のうち、知的障がいでない（IQ70以上程度）場合に高機能自閉症という。健常者をはるかに上回る知的能力を持っている方もいれば、境界領域知能の方もいる。 ※境界領域知能：明らかな知的障がいとはいえ、環境を選べば、自立して社会生活ができると考えられる。しかし、状況によっては理解と支援が必要となる状態。

発達障がいの種類		障がいの内容
広汎性発達障がい	アスペルガー症候群	社会性の問題、コミュニケーションの問題、想像力の問題があると言われており、見た目には障がいがないように見えるが他人との距離感が分からず、空気が読めないと見られがちである。知的障がいのない自閉症として扱われることも多いが、言語能力や会話能力に大きな遅れが見られないとされている。他には一人で計画を立てることが苦手、不器用、痛覚や嗅覚など刺激に対する過敏さや鈍感さなどが見られることがある。
	レット症候群	生後6か月～1年6か月頃の女児に発症しやすいと言われており、常に手をもむような動作、手を叩く、手を口に入れるといった動作を繰り返し行うほか、知能や言語、運動能力に遅れが出る障がい。
注意欠如多動性障がい (ADHD)		日常生活に支障を来すほどの多動、注意集中困難、注意転導（気が散る）、衝動性が目立つ障がい。じっとしているなど、社会的なルールが増加する小学校入学前後に発見されることが多い。
学習障がい (LD)		全般的な知的能力の遅れはないが、知的能力に見合わないほど聞く・話す・読む・書く・計算する・推論するといった一部の能力の習得と使用に著しい困難を示す障がい。学習に関する一部の能力のみが劣っているため、怠けている、わざとやろうとしないなど周囲に理解されにくい。
発達性協調運動障がい		著しい不器用やバランスの悪さがあり、日常生活や学業に支障を来す障がい。日常生活全般に影響するため、本人の自信喪失につながりやすく、からかいやいじめの対象になることもある。

☆☆ 精神障がいについて(代表的なもの) ☆☆

内因性、外因性によるストレスなどから脳の機能、器質に障がいが出ること
を精神疾患と言い、精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法
律）では精神疾患を抱えた方を精神障がい者として定義しています。

それぞれの障がいの特徴は、一般的に言われているものを例示しています。
詳細については、必ず精神科医師などの専門家へご確認ください。

これらのほかに、知的障がいや発達障がいなどが含まれます。発達障がいや
知的障がいについては、前述の《知的障がいについて》、《発達障がいについ
て》をご覧ください。

精神障がいの種類	障がいの内容
統合失調症	<p>10代から40代に起きやすい。</p> <p>特徴は、聞こえるはずのない声や音が聞こえる（幻聴）、あるはずのないものが見える（幻視）、他者には理解しがたい強い思いこみ（妄想）、意欲の低下などがみられる。</p> <p>およそ人口の1%の割合で発症するとされている。原因は神経伝達物質であるドーパミンの活動異常のほか、学校生活・社会生活の中から生じるストレスなどと考えられている。</p>
気分障がい	<p>躁とうつの両方の特徴が出る双極性障がいと、うつの特徴のみを示すうつ病性障がいに大別される。</p> <p>双極性障がいの中には気分循環症、うつ病性障がいの中には気分変調症が含まれる。特徴は、自信が持てなくなる又は自信過剰になる、睡眠時間の低下、食欲不振又は過食、集中力が続かない、決断がなかなか出来ない、絶望感を覚えるといったことが挙げられる。</p>
摂食障がい	<p>神経性無食欲症（拒食症）、神経性大食症（過食症）などの総称。</p> <p>神経性無食欲症の場合、特徴は過度なダイエット、どんなに痩せても異常だと認めない、治療を拒否する、月経の停止などがある。</p> <p>神経性大食症では、吐くまで食事をする、何か食べていないと不安になってくることなどがある。</p> <p>特に青年期の女性の発症率が高くなっている。また、神経性無食欲症と神経性大食症が重複（交互）で起きることもある。原因は、肥満への恐怖や人間関係のストレスのほか、遺伝的な因子もあると考えられている。</p>

精神障がいの種類	障がいの内容
チック障がい	<p>6歳から8歳までの男の子に特に多く見られる。特徴は、まばたき・舌打ち・首ふり・しかめ面・鼻ならし・咳ばらい・特定の単語の反復などが急に、素早く、繰り返し行われることが挙げられる。継続期間が1年未満の一過性チック障がい、1年以上継続する慢性運動性（音声）チック障がい、いくつもの運動性チック、音声チックが複合するトゥレット症候群などがある。不安や緊張、興奮、ストレスの増加などがあると頻発すると考えられている。</p>
高次脳機能障がい	<p>交通事故や頭部の怪我が原因で、脳に損傷を受けたことにより、言語や記憶などの機能に障がいが出ている状態。</p> <p>特徴は、注意力や集中力の低下、ついさっき起こった出来事が思い出せない（短期記憶力の低下）、感情や行動の抑制が出来ないといったことが挙げられる。</p> <p>外見上では高次脳機能障がいの有無を判断しにくいいため、周囲からの理解が得られにくく誤解されやすいと考えられている。</p>
依存症	<p>依存する対象には、薬物としてはアルコールやニコチン、風邪薬などがある。また、薬物のほかに人間関係やギャンブルなどに関わる依存もある。</p> <p>薬物依存を例に挙げた場合、薬物を摂取することを止めた時に強い不快感が出る、けいれんが起こる、薬物を摂取するために家の中などを探し回るといったことが挙げられる。重要な社会活動や仕事を放棄してまでも、また身体面や精神面、社会的側面において問題が起こっていても、依存している対象から離れられないことが特徴。</p> <p>また、「自分は大丈夫」「止めさえすれば大丈夫」などと本人や周囲が問題である事柄を否認することや、将来よくない結果が発生することが予想されているにもかかわらず、目の前の欲求を叶えるために行動に移してしまうことも大きな特徴である。</p>
不安障がい	<p>明確な対象を持たない不安を主な特徴とする障がいをまとめて、不安障がいと言う。特徴は、動悸・腹痛・頭痛・下痢といった身体症状のほか、強い不安感・イライラ感・恐怖感・緊張感といった精神症状が現れる。ただし、不安障がいの具体的な診断名を例示すると、広場恐怖症、社会恐怖症（社交不安障がい）、強迫性障がい、パニック障がいなど様々なものがあり、それぞれについて特徴も異なるため一概に上記の特徴が当てはまるということではない。</p>

☆☆ 身体障がいについて ☆☆

先天的又は後天的な理由により、身体機能の一部に障がいがある場合を身体障がいと言います。身体障がいをお持ちの方で一定の基準を満たした方が申請した場合、身体障害者手帳を交付されます。身体障害者手帳の交付には、指定医の診断書が必要です。基準値の詳細については、医師へ直接確認をしてください。なお、診断書は市役所にあります。

障がいの種類、内容

身体障がいの種類		障がいの内容
視覚障がい		視力、視野に関する障がい。眼鏡やコンタクトレンズにより矯正している場合は、矯正視力を基に判断される。
聴覚又は平衡機能障がい	聴覚障がい	聴力の障がい。補聴器を使う場合は補聴器を使わない時の聴力を基に判断される。
	平衡機能障がい	平衡感覚に関する障がい。
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	音声機能障がい	咽喉の傷つき、麻痺、形態異常などによる発語の障がい。
	言語機能障がい	構音器官の形態異常又は失語症などの障がい。
	そしゃく機能障がい	そしゃくや嚥下（飲みこみ）の障がい。
肢体不自由	上肢機能障がい	肩関節から手指にかけての筋力、関節の可動域、麻痺の障がい。基準を満たせば切断も障がいとなる。
	下肢機能障がい	股関節から足指にかけての筋力、関節の可動域、麻痺の障がい。基準を満たせば切断も障がいとなる。
	体幹機能障がい	体幹（頸部、胸部、腹部、腰部）の麻痺、変形などにより、座位や起立位を保つことが困難な障がい。
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（上肢）	脳性麻痺や脳炎などの非進行性脳病変による、肩関節から手指にかけての筋力、関節の可動域、麻痺の障がい。
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動）	脳性麻痺や脳炎などの非進行性脳病変による、体幹から足指にかけての筋力、関節の可動域、麻痺の障がい。

身体障がいの種類		障がいの内容
内部障がい	心臓機能障がい	心電図やエックス線検査により、心機能に異常が認められた障がい。人工ペースメーカーを埋め込んでいる場合も障がいとなる。
	じん臓機能障がい	じん臓機能検査や所見により、じん臓機能に基準値を超える異常が認められた障がい。透析を行っている場合は透析実施前の状態で判断される。また、じん臓移植後に抗免疫療法が必要な場合も障がいとなる。
	呼吸器機能障がい	呼吸機能検査や所見により呼吸機能に基準値を超える異常が認められた障がい。
	ぼうこう又は直腸機能障がい	腸管や尿路に異常があり、ストマ（腹部に人工的に作られた排泄口）がある、高度な排尿、排便機能の支障が認められるなどの障がい。
	小腸機能障がい	小腸疾患、小腸の切除などにより基準値を超える異常が認められた障がい。
	肝臓機能障がい	肝臓機能に基準値を超える異常が認められた障がい。また肝臓移植後に抗免疫療法が必要な場合も障がいとなる。
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスに感染しており、基準値を超える異常が認められた障がい。